

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

市では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、函館市災害弔慰金の支給等に関する条例を定め、災害救助法が適用となる大規模災害時に、家財や住居が被災した世帯に、災害援護資金の貸付けを行うこととしております。

このたび、災害弔慰金の支給等に関する法律および同法施行令が改正され、災害援護資金の貸付けに関する規定が改正されたことから、市条例の規定を整備するものです。

2 改正（案）の概要

（1）災害援護資金の貸付利率の改正

3パーセントの固定利率であった貸付利率を、市町村が条例で3パーセント以内に定めることが可能となったことから、貸付利率を「無利子」とする。

（2）保証人条項の整備

保証人については、市町村の条例で定めることになったことから、保証人条項を整備する。

（3）償還方法の追加

年賦償還のみであった償還方法に、半年賦償還と月賦償還を加える。

3 改正の時期

この条例の改正は、平成31年(2019年)第2回市議会定例会に議案を提出し、議決後、公布および施行を予定しています。